

【業務継続計画】

部名	保健福祉部	課名	地域福祉課
S 新たに発生する業務			必要人員
【福祉企画係】 健康危機対策本部事務局業務 1人 【指導監査係】 健康危機対策本部事務局業務 2人			3人
A 継続業務			必要人員
【福祉企画係】 ・戦傷病者、戦没者遺族等の援護法及び弔慰金支給法等に関する窓口業務 ・寄付の受領に関する窓口業務 ・小規模災害被害者見舞金支給事業 ・災害時要援護者に関すること、災害罹災者の援護に関する業務 ・委託料、負担金、補助金等の支出に関する業務 ・日赤盛岡市地区に関する業務 ・民生委員に関する業務			3人
B 縮小業務			必要人員
【福祉企画係】 ・シルバーメイト事業 ・社会福祉団体との連絡調整に関する業務（国県からの通知等を含む。） ・地域福祉計画推進事業 【指導監査係】 ・社会福祉法人及び社会福祉施設の指導監査等に関する業務			3人
C 休止業務			
【福祉企画係】 ・高齢者名簿作成事業（要援護者名簿の作成を含む。）			
使用中止施設			
なし			
S～Bの業務を実施するための体制			
職員数(※)	想定出勤職員数 (※2)	想定必要職員数 (※3)	職員の過不足
11人 (課長・補佐除く)	9人 (課長・補佐除く)	9人 (課長・補佐除く)	0人

【職員が不足の場合の対応】
専門的なスキルや資格を必要とする業務
なし
今後の課題
健康危機対策本部事務局業務については、どの程度の人員を要するか不明。そのため、令和元年度の新型コロナウイルス感染症対応に当たって実際に従事した職員数を掲載している（課長・補佐除く）

(※) 平成31年4月1日現在職員数

(※2) 想定出勤職員数は、欠勤者数（40%）を職員数から差し引いた数

(※3) 想定必要職員数は、業務継続計画に基づきS、A、Bの業務を実施するために必要な職員数

【業務継続計画】

部名	保健福祉部	課名	障がい福祉課
S 新たに発生する業務			必要人員
【当課所管の施設利用の可否決定】 ・ 指定管理者と協議調整した上で施設の利用中止を決定する。連絡は電話で行い指定管理者が事業中止を利用者へ伝える。また、施設の玄関にも使用中止の案内を掲示する。			1 人
A 継続業務			必要人員
【障がい者の援護並びに健康被害の調査及び報告】 【要支援者等のうち障がい者の生活相談及び名簿の作成】			7 人
B 縮小業務			必要人員
【手話通訳者の派遣】 ・ 状況により対応する。（緊急時） 【相談事業】 ・ 電話・ファックス・メールを中心に対応する。委託している相談事業所についても事業者に指示し、同様の扱いで対処してもらう。 【窓口業務】 ・ 手帳交付や障害福祉サービス受給者証などの申請は、窓口の規模を縮小して行い、他の申請や届出については、電話等で相談を受け郵便・ファックス・メールを活用して対応する。			13人
C 休止業務			
【地域生活支援事業】 ・ 事業者を通じて地域活動支援センター事業や日中一時支援事業など相談支援事業以外の市町村事業の中止を知らせる。 【各種講座・生活訓練事業等】 ・ 電話連絡等で事業の中止を知らせる。また、施設の玄関にも事業中止の案内を掲示する。			
使用中止施設			
【ひまわり学園】 【しらたき工房】 【身体障害者福祉センター】 【地域福祉センター】 ・ 指定管理者と協議調整した上で施設の利用中止を決定する。連絡は電話で行い指定管理者が事業中止を利用者へ伝える。また、施設の玄関にも使用中止の案内を掲示する。			

S～Bの業務を実施するための体制			
職員数(※)	想定出勤職員数 (※2)	想定必要職員数 (※3)	職員の過不足
36人	21人	21人	0人
【職員が不足の場合の対応】			
専門的なスキルや資格を必要とする業務			
【手話通訳者の派遣】 ・手話通訳が出来る必要があるため			
今後の課題			
なし			

(※) 平成31年4月1日現在職員数

(※2) 想定出勤職員数は、欠勤者数(40%)を職員数から差し引いた数

(※3) 想定必要職員数は、業務継続計画に基づきS、A、Bの業務を実施するために必要な職員数

【業務継続計画】

部名	保健福祉部	課名	長寿社会課
S 新たに発生する業務			必要人員
【施設関係】 ・ 所管施設における感染症の発生状況の把握 ・ 所管施設に対する情報等の伝達 【講座・教室・大学の開講事業関係】 ・ 休止業務に係る市民への周知連絡			4 人
A 継続業務			必要人員
(市民生活を支えるために中止できない事務事業は継続する。対応の際はマスク着用，うがい手洗い等，感染予防を徹底する。) 【地域支援事業】 ・ 訪問型サービスB事業（サービスの提供に関すること。ただし利用者とサービス提供団体との協議により中止とすることもあり得る） ※申請等の手続きについてはBとする。 ・ 総合相談事業（地域包括支援センター及び介護支援センターが行う窓口・訪問での相談対応に関すること） ・ 認知症初期集中支援推進事業（認知症初期集中支援チームが行う訪問等による面談や同行受診等に関すること） ・ 高齢者世話付住宅生活援助員派遣事業 ・ ひとり暮らし高齢者等地域生活サポート事業 ・ 在宅寝たきり高齢者等紙おむつ支給事業 ・ 配食サービス事業 ・ SOSネットワーク推進事業 ※いずれも申請等の手続きについてはBとする。 ・ 認知症高齢者等保護事業 ・ 高齢者権利擁護等推進事業（盛岡広域成年後見センターが行う窓口・訪問での相談対応に関すること） ・ 来庁者への窓口対応 ・ その他，速やかな対応（訪問等）が必要なもの 【生きがい推進事業】 ○窓口業務 ・ 電話等で相談を受け，ファックス，郵便で対応する。 ・ 来庁者があった場合には，マスク着用，うがい手洗い等，感染予防を徹底す			8 人

る。 ○生きがい活動支援通所事業 ・発熱，倦怠感等の体調不良の確認を徹底し，必要に応じて利用を制限する。 ・職員・利用者とも，マスク着用，うがい手洗い等，感染予防を徹底する。 ○高齢者権利擁護・虐待防止事業 ・電話等で相談を受け，ファックス，郵便で対応する。 ・訪問が必要な場合には，マスク着用，うがい手洗い等，感染予防を徹底する。 【老人福祉センター等管理運営事業・整備事業】 ・契約済みの施設修繕，工事等について，契約検査課，建築住宅課に確認し，対応を検討する。 【けやき荘管理運営事業】 ・入所者の相談業務に関すること。 ・給食，衛生管理及び生活援助に関すること。 【老人ホーム入所者援護事業・要援護高齢者等短期入所事業】 ・入所相談業務。 ・入所に要する健康診断。 ・老人ホーム入所判定委員会業務。	
B 縮小業務	必要人員
(必要に応じて窓口や訪問での対応を中止し，電話や郵送・メール等による申請手続き及び口座振替による給付等への変更を検討する。) 【地域支援事業】 ・地域ケア会議推進事業（申請等の手続きに関すること） ・高齢者訪問指導事業 ・高齢者権利擁護等推進事業（市民後見人の受任調整に関すること） ・その他，申請等の各種手続き 【生きがい推進事業】 ○福祉サービス等に関する手続き業務 郵送・メール等による申請手続き，口座振替による給付等を行う。 ・敬老金品支給事業 ・高齢者世帯等火災警報器等給付事業 ・ひとり暮らし老人等福祉電話貸与事業 ・高齢者住宅整備資金貸付事業 ・老人クラブ活動促進事業 ・在日外国人高齢者福祉給付金支給事業	5 人

・ 家族介護慰労金支給事業 【老人福祉センター等管理運営事業・整備事業】 ・ 利用者が行う事業について，自粛を促す。 ・ やむを得ず開催する場合には，マスク着用，うがい手洗い等，感染予防を徹底する。 【けやき荘管理運営事業】 ・ 入所時における調査，助言等に関すること。 ・ 入所判定委員会業務に関すること。 【老人ホーム入所者援護事業・要援護高齢者等短期入所事業】 ・ 施設入所に係る申請等書類の受け渡し。 ・ 訪問面接（自宅等に限る）。	
C 休止業務	
（人を集めて行う事業等は，感染拡大の可能性が無くなるまで一時的に中止する。） 【地域支援事業】 ・ 通所型Cサービス事業 ・ 介護予防普及啓発事業（健康相談，元気はなまる筋力アップ教室，介護予防普及講演会，一般介護予防教室に関すること） ・ 地域介護予防活動支援事業（介護予防ボランティア，シルバーリハビリ体操に関すること） ・ 地域ケア会議及び地域ケアマネジメント会議 ・ 認知症地域支援・ケア向上事業（認知症地域支援推進員による会議等に関すること） ・ 認知症講演会 ・ 認知症サポーター養成事業 ・ 在宅医療・介護連携推進事業（推進協議会に関すること） ・ 生活支援体制整備事業（協議体等の人が集まるものに関すること） ・ 高齢者権利擁護等推進事業（市民後見人養成講座等に関すること） ・ その他，長寿社会課が主催する研修会・講演会等 【生きがい推進事業】 ○人を集めて行う事業 （人を集めて行う事業等は，感染拡大の可能性が無くなるまで一時的に中止する。） ・ 盛岡ゆうゆう大学開催事業 ・ 介護予防（ヨガ・太極拳）教室 ・ 介護教室・医療保健講座 ・ 老人スポーツ振興事業 ・ 老人のための明るいまち推進事業（作品展など）	

- ・金婚慶祝会事業
- ・敬老バス運行事業
- ・家族介護者リフレッシュ事業

【老人福祉センター等管理運営事業・整備事業】

- ・市が主催する事業
- ・指定管理者が主催する事業

【けやき荘管理運営事業】

- ・健康診断等に関すること。
- ・家族等の訪問に関すること
- ・園内外の行事及びクラブ活動に関すること。

【老人ホーム入所者援護事業・要援護高齢者等短期入所事業】

【入所者の処遇検討】

- ・訪問面接（施設に限る。） ※施設における面会制限を考慮。

使用中止施設

【敬老バス】

○敬老バス予約団体

- ・生きがい推進係 ⇒ 市老連事務局 ⇒ 各利用団体

○敬老バス運行业者

- ・生きがい推進係 ⇒ バス運行委託業者

【老人福祉センター等管理運営事業・整備事業】

○指定管理施設

老人福祉センター（28）

老人憩いの家（4）

世代交流センター（1）

地域福祉センター（センター部門）（1）

○指定管理者

- ・使用を中止する旨、指定管理者に電話及びメール又はFAXで連絡する。
 - ・生きがい推進係 ⇒ 施設所管課，社会福祉事業団本部，都南自治振興公社本部
⇒ 各施設

○施設利用者

- ・施設玄関等への張り紙により，使用中止を周知する。
- ・予約が入っている場合は，指定管理者を通じて，電話により，取り消しの手続きを行う。

S～Bの業務を実施するための体制

職員数(※)	想定出勤職員数 (※2)	想定必要職員数 (※3)	職員の過不足
28人	17人	17人	0人
【職員が不足の場合の対応】 ○ 部内の応援協力を要請する。			
専門的なスキルや資格を必要とする業務			
なし			
今後の課題			
・ 対応マニュアルの整備 ・ 感染症対策に必要な資材の確保			

(※) 平成31年4月1日現在職員数

(※2) 想定出勤職員数は、欠勤者数(40%)を職員数から差し引いた数

(※3) 想定必要職員数は、業務継続計画に基づきS、A、Bの業務を実施するために必要な職員数

【業務継続計画】

部名	保健福祉部	課名	介護保険課
S 新たに発生する業務			必要人員
【老人福祉施設・地域密着型施設等関係】 ・ 市内で、感染症の発生、感染拡大等があった際における市衛生部局と市内老人福祉施設・地域密着型施設等との連絡調整、情報収集、伝達、応援その他の対応に当たること。 ・ 国、県等からの通知について、介護サービス事業所等宛て速やかに周知を図ること（随時、介護事業所等宛てメール一斉送信）。 ・ 介護サービス事業所等におけるマスク等の衛生用品の不足状況を随時調査し、国、県等から依頼等があった場合は、速やかに情報提供その他の協力を行うこと。			1人
A 継続業務			必要人員
【窓口業務】（マスク着用、うがい手洗い等、感染予防の徹底が必要） ・ 窓口業務に関すること。（要望・意見対応等） ・ 趣旨普及事務（窓口での介護保険事業の概要説明等） ・ 被保険者証発行事務（窓口での再発行事務）【保険料関係】 ・ 賦課徴収事務（窓口での介護保険料収納事務、納付相談等、住所地特例関係書類受理、第1号被保険者資格喪失関係書類受理（死亡・転出等）、減免等申請受理等、還付関係書類受理）【保険料関係】 【外出業務】（マスク着用、うがい手洗い等、感染予防の徹底が必要） ・ 賦課徴収事務（公示送達に係る現地調査事務）【保険料関係】 【老人福祉施設・地域密着型施設等関係】 ・ 介護保険法、老人福祉法等に基づく、サービス提供事業所又は有料老人ホームに係る指定、許可、更新、届出受理、指導等に関する事務に関すること。 【事業所指定関係】 【介護認定審査会業務】 ・ 書面等により開催する。 【その他】（市民等との接触が無いもの） ・ 処理期限が定められた法定事務に関すること。 ・ 財務会計に関する事務全般 ・ 負担金及び補助金に関する事務全般（国・県） ・ 照会及び回答に関する事務全般（庁内各課等・市区町村） ・ 賦課決定通知書、納付書及び被保険者証の送付事務全般【保険料関係】			24人

・ 償還払いに関すること。（高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費、住宅改修費、福祉用具購入費）【給付関係】 ・ 現物給付に関すること。（国保連関連事務，負担限度額認定事務，サービス計画作成依頼管理）【給付関係】 ・ 給付制限に関すること。【給付関係】				
B 縮小業務				必要人員
【窓口業務】 ・ 認定委託事業者に対する情報提供に関すること。（Fax, E-mail等を利用 【認定関係】 ・ サービス事業者に対する情報提供に関すること。（Fax, E-mail等を利用） 【給付関係】 【外出業務】 ・ 賦課徴収事務（訪問催告事務）【保険料関係】 【老人福祉施設・地域密着型施設等関係】 ・ 地域密着型サービス事業所が主催するに運営推進会議への出席に関すること（書面により開催することを可能とする取扱い）。【事業所指定関係】				1 人
C 休止業務				
【外出業務・その他】 ・ 認定調査及び認定審査会業務に関すること。【認定関係】 ・ 保険給付適正化に関すること。（ケアプランチェック，ケアマネ支援会議，実地指導縦覧点検，医療情報突合等）【給付関係】 ・ 出前講座等に関すること。【給付関係】				
使用中止施設				
なし				
S～Bの業務を実施するための体制				
職員数(※)	想定出勤職員数（※2）	想定必要職員数（※3）	職員の過不足	
37人	22人	26人	△4人	
【職員が不足の場合の対応】				
時間外勤務対応等を検討				
専門的なスキルや資格を必要とする業務				
今後の課題				
通常業務における人員配置が必要最小限のものとなっていることから，状況に応じ人員の柔軟な再配置等の対応が求められること。				

(※) 平成31年4月1日現在職員数

(※2) 想定出勤職員数は、欠勤者数(40%)を職員数から差し引いた数

(※3) 想定必要職員数は、業務継続計画に基づきS、A、Bの業務を実施するために必要な職員数

【業務継続計画】

部名	保健福祉部	課名	生活福祉第一課・第二課
S 新たに発生する業務			必要人員
なし			0人
A 継続業務			必要人員
【生活保護担当】 ・生活保護及び中国残留邦人等支援給付の申請時の受付・相談業務 ・行旅病人及び行旅死亡人の救護業務 ・外来窮民救護業務 【生活困窮者担当】 ・自立相談支援事業，住居確保給付金支給事業，就労準備支援事業，学習支援事業，家計改善支援事業に関する申請時の受付・相談業務 【給付担当】 ・上記に対する給付事務			45人
B 縮小業務			必要人員
【生活保護担当】 ・要保護者及び要支援給付者に対する家庭訪問による生活実態調査 → 電話または手紙等による対応 ・就労支援相談員の支援活動 → 電話または手紙等による対応 ・保護費及び支援給付費の窓口払い → 現金書留払による対応 【生活困窮者担当】 ・就学支援相談員の支援活動 → 電話または手紙等による対応			
C 休止業務			
【生活保護担当】 ・被保護世帯及び被支援給付世帯に対する家庭訪問による生活実態調査 【生活困窮者担当】 ・学習支援事業における学習会			
使用中止施設			
なし			
S～Bの業務を実施するための体制			
職員数(※)	想定出勤職員数 (※2)	想定必要職員数 (※3)	職員の過不足
76人	45人	45人	0人

【職員が不足の場合の対応】

- ・ 家庭訪問による生活実態調査を休止することにより、各グループ間による応援体制が可能となる。

専門的なスキルや資格を必要とする業務

【生活保護担当】

- ・ 生活保護及び中国残留邦人等支援給付の申請時の受付・相談業務
- ・ 要保護者及び要支援給付者に対する家庭訪問による生活実態調査

【生活困窮者担当】

- ・ 要支援者に対する申請時の受付・相談業務

今後の課題

【生活保護担当】

- ・ 申請時の受付・相談業務時における感染対策

【生活困窮者担当】

- ・ 申請時の受付・相談業務時における感染対策

(※) 平成31年4月1日現在職員数

(※2) 想定出勤職員数は、欠勤者数(40%)を職員数から差し引いた数

(※3) 想定必要職員数は、業務継続計画に基づきS、A、Bの業務を実施するために必要な職員数

【業務継続計画】

部名	保健福祉部 保健所	課名	企画総務課
S 新たに発生する業務			必要人員
【健康危機管理対策本部の設置及び運営】 - 健康危機宣言の後，健康危機管理対策本部の設置運営 【夜間急患診療所のインフルエンザ対応体制】 - インフルエンザ患者増のため，支援連絡調整体制の整備			6 人
A 継続業務			必要人員
【医務薬務指導事業】 （医事薬事係） 医療機関への関連通知等の周知			1 人
B 縮小業務			必要人員
【医務薬務指導事業】 （医事薬事係） - 医療施設・医療法人等の届出・許可に関すること。 窓口対応を中止し，電話・郵送・FAXにより必要最小限の範囲で対応する。 - 医療従事者免許に関すること。 窓口対応を中止し，電話・郵送・FAXにより必要最小限の範囲で対応する。 - 薬事法に関すること。 - 毒物及び劇物取締法に関すること。 【保健所管理運営事業】 （企画総務係） 【墓園管理事務】 （企画総務係）			3 人
C 休止業務			
【医務薬務指導事業】 （医事薬事係） - 医療監視（病院・診療所等）に関すること。 - 医療相談に関すること。 【患者輸送事業】 （医事薬事係） - 患者輸送バスの運行に関すること。 【救急医療体制事業】 （医事薬事係） - 盛岡圏域の医療連携体制の推進に関すること。 - 救急医療に関すること。 【衛生統計事務】 （企画総務係） 【献血推進事業】 （企画総務係） - 献血推進に関すること。			
使用中止施設			
都南地区保健センター，飯岡地区保健センター，高松地区保健センター			

S～Bの業務を実施するための体制			
職員数(※)	想定出勤職員数 (※2)	想定必要職員数 (※3)	職員の過不足
17人 (非常勤含む)	10人 (非常勤含む)	10人 (非常勤含む)	0人
【職員が不足の場合の対応】 なし			
専門的なスキルや資格を必要とする業務			
なし			
今後の課題			
【業務継続計画における職員のバックアップ体制の構築】 基本的には、課において不足する人員を部内でバックアップすることとするが、他課への応援等においては、専門的なスキルや資格を持つ職員の補充方法についてさらに検討が必要。			

(※) 平成31年4月1日現在職員数

(※2) 想定出勤職員数は、欠勤者数(40%)を職員数から差し引いた数

(※3) 想定必要職員数は、業務継続計画に基づきS、A、Bの業務を実施するために必要な職員数

【業務継続計画】

部名	保健福祉部 保健所	課名	健康増進課
S 新たに発生する業務			必要人員
【新型インフルエンザに関する相談業務】 ・ 市民からのインフルエンザに関する相談業務 【新型インフルエンザに関する周知】 ・ 各種保健事業中止にかかる周知 ・ 感染防止の周知 【業務調整】			5 人 (非常勤含む)
A 継続業務			必要人員
【電話による健康相談】 ・ 定期・地区健康相談は中止するが、一般的な電話相談は継続			3 人 (非常勤含む)
B 縮小業務			必要人員
【一般事務】 ・ 流行中も休止出来ない事務・支払い・国庫補助金申請など。			1 人
C 休止業務			
【成人検診】 集団検診や、医療機関での委託検診など全般。 【健康相談】 定期・地区健康相談など。 【健康教育】 禁煙教室，栄養教室，健康教室，健康フェスタなど。 【特定保健指導】 積極的支援・動機付け支援など。 【訪問指導】 家庭訪問（被災者健康支援含む）など。 【学生実習受け入れ】 保健師学生や看護師学生などの実習。			
使用中止施設			
なし			
S～Bの業務を実施するための体制			
職員数(※)	想定出勤職員数 (※2)	想定必要職員数 (※3)	職員の過不足
23人 (非常勤含む)	13人 (非常勤含む)	9人 (非常勤含む)	4人 (非常勤含む)
【職員が不足の場合の対応】 健康増進課としての業務だけでは人員は不足しないが、保健所内の新型インフルエンザの対策班としての業務量により不足する可能性がある。			
専門的なスキルや資格を必要とする業務			
【健康相談・保健指導】 保健師，栄養士など。			

今後の課題

【対策班としての業務確認】

職員の異動があるため、基本的には毎年、保健所内で新型インフルエンザが発生した時の役割分担の確認と、その役割を果たすための知識・技術を習得する研修が必要である。

(※) 平成31年4月1日現在職員数

(※2) 想定出勤職員数は、欠勤者数(40%)を職員数から差し引いた数

(※3) 想定必要職員数は、業務継続計画に基づきS、A、Bの業務を実施するために必要な職員数

【業務継続計画】

部名	保健福祉部	課名	保健予防課
S 新たに発生する業務			必要人員
【感染症対策担当】 ・健康危機対策会議 ・国・県からの情報収集，情報分析 ・関係機関への情報提供 ・サーベイランス業務 ・患者発生時の疫学調査・検体搬送・患者の移送 ・感染予防に関する広報 ・市民，医療機関等からの相談受理 ・発熱外来，医療体制の整備 【保健予防担当】 ・新型インフルエンザ予防接種の周知，準備，医療機関との調整 【こころの健康担当】 ・相談業務（発生による不安からのストレス相談等こころのケア）			14人
A 継続業務			必要人員
【感染症対策担当】 ・インフルエンザ以外の感染症発生時の対応 ・結核医療公費負担事務 （感染症診査協議会の開催方法は持ち回り開催） 【こころの健康担当】 ・精神障がい者の緊急対応（警察官通報等に伴う対応） ・在宅酸素療法助成事務			6人
B 縮小業務			必要人員
【感染症対策担当】 ・結核管理健診，接触者健康診断 【保健予防担当】 ・予防接種業務 【こころの健康担当】 ・来所相談業務			5人
C 休止業務			
【感染症対策担当】 ・エイズ・ウイルス肝炎及び性感染症検査			

・ 各種訪問事業 ・ 各種健康教育事業 【保健予防担当】 ・ 特定給食施設等の指導 【こころの健康担当】 ・ 各種訪問事業 ・ 各種健康教育事業			
使用中止施設			
なし			
S～Bの業務を実施するための体制			
職員数(※)	想定出勤職員数 (※2)	想定必要職員数 (※3)	職員の過不足
16人	9人	21人	△12人
【職員が不足の場合の対応】 ・ 保健所，保健福祉部内の他課からの応援により対応			
専門的なスキルや資格を必要とする業務			
【感染症対策担当】 ・ 感染症サーベイランス ・ 患者発生時の調査 ・ 相談業務 【保健予防担当】 ・ 新型インフルエンザワクチン予防接種事業 【こころの健康担当】 ・ 相談業務			
今後の課題			
【保健予防担当】 ・ 住民接種を実施する際の場所及び医師・看護師の確保			

(※) 平成31年4月1日現在職員数

(※2) 想定出勤職員数は，欠勤者数（40％）を職員数から差し引いた数

(※3) 想定必要職員数は，業務継続計画に基づきS，A，Bの業務を実施するために必要な職員数

【業務継続計画】

部名	保健福祉部	課名	生活衛生課
S 新たに発生する業務			必要人員
なし			0人
A 継続業務			必要人員
【食品衛生事業】 ・食中毒（疑いを含む）が発生した場合の対応業務（現地確認及び行政処分等） 【試験検査事業】 ・感染症や食中毒（疑いを含む）が発生した場合の原因特定のための検査 【動物愛護事業】 ・放れ犬の捕獲			11人
B 縮小業務			必要人員
なし			0人
C 休止業務			
【食品衛生事業】 ・食品衛生法に基づく営業許可及び監視指導 ・と畜場法に基づく設置許可及びと畜監査等 ・化製場等に関する法律に基づく設置許可・監視指導 ・食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に基づく設置許可及び監視指導 【生活衛生事業】 ・生活衛生関係法令に基づく営業許可及び監視指導等 【試験検査事業】 ・食品衛生法に基づく収去検査等 ・飲用水検査 【動物愛護事業】 ・動物取扱業の登録 ・適正飼育に関する啓発活動 ・飼犬の登録 ・狂犬病注射の実施 ・犬の抑留			
使用中止施設			
なし			
S～Bの業務を実施するための体制			

職員数(※)	想定出勤職員数 (※ 2)	想定必要職員数 (※ 3)	職員の過不足
19人	11人	11人	0人
【職員が不足の場合の対応】			
なし			
専門的なスキルや資格を必要とする業務			
【動物愛護事業】			
・放れ犬の捕獲（狂犬病予防ワクチン接種済み職員）			
今後の課題			
なし			

(※) 平成31年4月1日現在職員数

(※ 2) 想定出勤職員数は、欠勤者数(40%)を職員数から差し引いた数

(※ 3) 想定必要職員数は、業務継続計画に基づき S, A, B の業務を実施するために必要な職員数